

○検視に立会した医師に対する謝金の支給について

(平成16年 7 月 29日 例規第25号)

[沿革] 平成17年 6 月 例規第15号、25年 5 月 第22号、31年 4 月 第23号、令和 3 年 1 月 第 1 号改正

このたび、検視に立会した医師に対する謝金の支給について下記のとおり定め、平成16年 8 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、死体の検案等をした医師等に対する謝金等について（平成 3 年 7 月 例規第29号）は、廃止する。

記

1 謝金の支給対象及び額

謝金の支給対象及び額は、次のとおりとする。

(1) 支給対象

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条第 2 項の規定により司法警察員である警察官が変死者又は変死の疑いのある死体（以下「変死体」という。）について、検視を行った場合において、検視規則（昭和33年11月国家公安委員会規則第 3 号）第 5 条の規定により当該検視に立会した医師（以下「立会医師」という。）

(2) 謝金の額

変死体 1 体につき、3,000円

2 支給手続

(1) 報告

警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、検視を行ったときは、速やかに検視実施報告書（別記様式）により、刑事部科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。この場合において、当該報告書の所定の欄に立会医師の記名又は署名を徴しておくものとする。

(2) 支払

本部長は、検視実施報告書により謝金の支給が相当と認めたときは、科学捜査研究所長をして当該警察署長等に通知するとともに、警務部会計課長をして国費負担により、立会医師に直接謝金を支払うものとする。

3 留意事項

謝金は、検視に立会した医師に対し支給するものであり、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づく調査等については、医師が立会した場合でも支給対象外であることから誤りのないようにすること。

(別記様式省略)